

一 第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二 第五項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三 第六項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四 第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第十三項又は第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六 第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七 第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号	同項第二号ロに掲げる金額	同号の認定贈与承継会社が解散

の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）		をした日から二月を経過する日
八 第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日

24

第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の贈与前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、同項の贈与があつた時における、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継受贈者については、同項の規定は、適用しない。

一 当該認定贈与承継会社の資産の価額の合計額

二 現物出資等資産の価額（当該認定贈与承継会社が第一項の贈与があつた時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該贈与があつた時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額

25

経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は特例受贈非上場株式等若しくは当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第四項から第六項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

26

税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は当該経済産業局長に対し、当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

27 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等についての相続税の納税猶予）

第七十条の七の二 認定承継会社の代表権を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等（次条第一項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の取得をした経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条及び第七十条の七の四において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相続の開始の時における当該認定承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「特例非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
- イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。次項第二号において同じ。）の数が一人以上であること。
- ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。
- ハ 当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（二において

「会社等」という。)の株式等が、非上場株式等に該当すること。

二 当該会社等が、前条第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ イから二までに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するため必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 非上場株式等 前条第二項第二号に定める株式等をいう。

三 経営承継相続人等 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件のすべてを満たす者(その者が二以上ある場合には、政令で定めるところにより当該認定承継会社が定めた一の者に限る。)をいう。

イ 当該個人が、当該相続の開始の直前において、当該被相続人の親族であること。

ロ 当該個人が、当該相続の開始の日から五月を経過する日において、当該認定承継会社の代表権を有していること。

ハ 当該相続の開始の時にあって、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ニ 当該相続の開始の時にあって、当該個人が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ホ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日)まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該認定承継会社の特例非上場株式等のすべてを有していること。

ヘ 当該個人が、当該認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

四 経済産業大臣認定 前条第二項第四号に定める認定をいう。

五 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ 前項の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条まで

の規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相統税の額

ロ 前項の規定の適用に係る特例非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営承継相続人等に係る相統税の課税価格とみなして、相統税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相統税の額

六 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相統税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日又は当該相統に係る経営承継相続人等の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

七 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相統に係る相統税の申告書の提出期限の翌日から一年を経過する日の日（次項第二号及び第十項において「第一種基準日」という。）

ロ 経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相統税額（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例非上場株式等の価額に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条において「猶予中相統税額」という。）に相当する相統税の全部につき前項、次項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過する日の日（第十項において「第二種基準日」という。）

八 資産保有型会社 前条第二項第八号に定める会社をいう。

九 資産運用型会社 前条第二項第九号に定める会社をいう。

3 経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等（合併により当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定承継会社について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継相続人等の死亡による相統の開始があつたことを知つた

日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継相続人等がその有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合(当該代表権を有しないこととなったことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。)その有しないこととなった日

二 第一種基準日において当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員の数が当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となった場合 当該第一種基準日

三 当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者の有する議決権の数(当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係するものに限る。)の合計が当該認定承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以下となった場合 当該百分の五十以下となった日

四 当該経営承継相続人等と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人等が有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなった場合 その有することとなった日

五 当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の一部の譲渡又は贈与(以下この条において「譲渡等」という。)をした場合 当該譲渡等をした日

六 当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の全部の譲渡等をした場合(当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)により他の会社の株式交換完全子会社等(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。)となった場合を除く。) 当該譲渡等をした日

七 第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合 それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日

八 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が解散をした場合(合併により消滅する場合を除く。)又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合 当該解散をした日又はそのみなされた解散の日

九 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当することとなった場合 その該当することとなった日

十 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の事業年度における総収入金額が零となつた場合 当該事業年度終了の日

十一 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合（同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合を除く。） 当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日

十二 当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 当該届出書の提出があつた日

十三 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合（当該合併により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項において「適格合併をした場合」という。）を除く。） 当該合併がその効力を生じた日

十四 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該株式交換等により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項において「適格交換等をした場合」という。）を除く。） 当該株式交換等がその効力を生じた日

十五 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日

十六 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社と政令で定める特別の関係がある会社が前条第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当することとなつた場合 その該当することとなつた日

十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継相続人等による特例非上場株式等に係る認定承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合 政令で定める日

4 経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける特例非上場株式等に係る認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三

条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたときは、当該特例非上場株式等に係る猶予中相続税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日（当該効力を生じた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5) 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第一項、この項、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間において、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 第三項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合	猶予中相続税額	同項第六号又は第八号から第十二号までに定める日
二 当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の一部の譲渡等をした場合	猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした特例非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算し	当該譲渡等をした日

	た金額	
三 当該認定承継会社が合併により消滅した場合	猶予中相続税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）	当該合併がその効力を生じた日
四 当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合	猶予中相続税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）	当該株式交換等がその効力を生じた日
五 当該認定承継会社が会社分割をした場合（当該会社分割に際して吸収分割承継会社等（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社又は同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。）の株式等を配当財産とする剰余金の配当があつた場合に限る。）	猶予中相続税額のうち、当該会社分割に際して認定承継会社から配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該会社分割がその効力を生じた日
六 当該認定承継会社が組織変更をした場合（当該組織変更に際して当該認定承継	猶予中相続税額のうち、当該組織変更に際して認定承継会社から交付された当該	当該組織変更がその効力を生じた日

会社の株式等以外の財産の
交付があつた場合に限る。

認定承継会社の株式等以外
の財産の価額に対応する部
分の額として政令で定める
ところにより計算した金額

6| 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が納税猶予分の相続税額につき特例非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、当該特例非上場株式等の価額の合計額が当該納税猶予分の相続税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつた場合は、この限りでない。

7| 当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における第一項の規定の適用については、その分割されていない非上場株式等は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

8| 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者又は当該相続承継受贈者がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

9| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

10| 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項第三項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の

猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日）をいう。次項、第十二項及び第二十二項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けた旨及び同項の規定の適用を受ける特例非上場株式等に係る認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 猶予中相統税額に相当する相統税並びに当該相統税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

12 第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相統税額に相当する相統税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相統税に係る経営承継相統人等が死亡した場合には、当該経営承継相統人等の相統人が当該経営承継相統人等の死亡による相統の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相統税額に相当する相統税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合において、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継相統人等が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 当該経営承継相統人等から提出された第十項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

14 経営承継相統人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相統税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における相統税に係る延滞税については、その相統税の額のうち納税猶予分の相統税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相統税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が第六項本文の規定により特例非上場株式等のすべてを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となっていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 前号の場合において、第六項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する相続税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該株式又は出資を換価に付してもなお買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付してもなお買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に

規定する経営承継相続人等の他の財産を除く。」は」とする。

八 第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る同項に規定する免除申請相続税額に相当する相続税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第十八項の規定による通知を発する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

九 第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

十 相続又は遺贈により取得をした財産のうちに特例非上場株式等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特例非上場株式等の価額は、当該特例非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項（第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号の規定を適用する。）

十一 特例非上場株式等について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予」の規定の適用を受けた同条第二項第二号に規定する非上場株式等を除く」とする。

15

相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等若しくは当該経営承継相続人等に係る被相続人又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号（非上場株式等）についての相続税の納税猶予」に規定する認定承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族その他これらの者」とあるのは「同条第一項の経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等若しくは同項の被相続人」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に關し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と、同条第二項中「同族会社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社」と、「同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「認定承継会社の

租税特別措置法第七十条の七の二第一項の経営承継相続人等の納税の猶予に係る期限の繰上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二の規定の適用に關し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替えるものとする。

16 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は前項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、当該各号に定める相続税を免除する。この場合において、当該経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等の相続人は、その該当することとなつた日から同日以後六月を経過する日（第二十二項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

17 一 当該経営承継相続人等が死亡した場合 猶予中相続税額に相当する相続税
二 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等につき前条の規定の適用に係る贈与をした場合 猶予中相続税額のうち、当該贈与に係る特例非上場株式等のうち同条の規定の適用に係るものに対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税
第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等に係る認定承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該経営承継相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額（第十九項において「免除申請相続税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したもの

に限る。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合(当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行う場合又は民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行う場合に限り、第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額(当該財務省令で定める金額が当該譲渡等をした特例非上場株式等の譲渡等の対価の額より小さい金額である場合には、当該譲渡等の対価の額)

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該認定承継会社の解散(会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。ロ及び第二十三項の表の第七号の下欄において同じ。)の直前における猶予中相続税額

ロ 当該認定承継会社の解散前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合(吸収合併存続会社等が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該合併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税

額に満たないとき 当該猶予中相統税額から当該合計額を控除した残額に相当する相統税

イ 当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する認定承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該合併対価の額）

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

四 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がない場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相統税額に満たないとき 当該猶予中相統税額から当該合計額を控除した残額に相当する相統税

イ 当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額（当該財務省令で定める金額が交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となった認定承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額より小さい金額である場合には、当該交換等対価の額）

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

18| 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相統税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相統税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人

等に通知するものとする。

19] 税務署長は、第十七項の申請書の提出があつた場合において相当の理由がある
と認めるときは、当該申請書に係る納期限（第二十三項の表の第六号から第八号
までの上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第六号から第八号までの下欄に掲げ
る日（同日以前二月以内に第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が死亡
した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡に
よる相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をいう。
）又は当該申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知
を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間、その申請に係る免除申請相続
税額に相当する相続税の徴収を猶予することができる。

20] 税務署長は、経営承継相続人等が第十七項第一号、第三号又は第四号の規定の
適用を受ける場合において、当該経営承継相続人等が適正な時価を算定できない
ことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十三項の表の第六号
の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより
納付することとなつた相続税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日
から第十八項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間
に対応する部分の金額を免除することができる。

21] 前二項に定めるもののほか、第十七項及び第十八項の規定の適用に関し必要な
事項は、政令で定める。

22] 第十項又は第十六項の届出書が第十項に規定する届出期限又は第十六項の免除
届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務
署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があ
ると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長
に提出されたときは、第十二項又は第十六項の規定の適用については、当該届出
書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

23] 第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げ
る場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営
承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出
期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号、第三号又は第六号か
ら第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継相続人等が死亡した
場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による
相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に
応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当

該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二 第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四 第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第十三項又は第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六 第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七 第十七項第二号の規定の	同項第二号ロに掲げる金額	同号の認定承継

適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	八 第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）
	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額
会社が解散をした日から二月を経過する日	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日

24

第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の相続の開始前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、当該相続の開始の時における、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継相続人等については、同項の規定は、適用しない。

一 当該認定承継会社の資産の価額の合計額

二 現物出資等資産の価額（当該認定承継会社が当該相続の開始の時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該相続の開始の時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額

25

経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は特例非上場株式等若しくは当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

26

税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は当該経済産業局長に対し、当該経営承継相続人等が第一項の

規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

- 27 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

第七十条の七の三 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合（その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合及びその死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により同条第一項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同条第一項第一号に規定する認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額を基礎として計算するものとする。

- 2 前項前段に規定する特例受贈非上場株式等について同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の三第一項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定の適用を受けた同項の特例受贈非上場株式等を除く」とする。

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)

第七十条の七の四 前条第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例受贈非上場株式等（認定相続承継会